

# 『続夷堅志』 訳稿 (二)

高 津 孝

## 続夷堅志卷一

### 1. 15 蕭下の異政

蕭下、貞祐<sup>1</sup>・中壽州<sup>2</sup>、為り。一日、楊津に巡邏し回り、忽ち馬前に一黄犬ありて、尾を掉りて馴擾し、且つ走げ且つ顧みること、人を導かんと欲する者の如し。下は二卒を遣して之に隨はしむるに、徑ちに西河岸の智井<sup>3</sup>、中に至り、頭を垂れて下視す。卒は就きて之を觀るに、井根に微血有り、一屍内に在り。即ち馳せて下に報じ、地主を呼びて之を守護せしむ。犬又た導きて城に入り、一客店を望見し、鳴吠して已まざること、訴ふる所有るが如し。下は主人なる者を呼びて至らしむ。主人此の犬を識り、云ふ、「是れ朱客の畜ふる所なり。數日前に舟を西河に僦し、此の犬を引き去る。今犬獨り來れるは、何ぞ也」と。下即ち船戸を拘し、偕に縣に至り、主人なる者をして之を認めしむ。是れ船戸なるを認め、主は固く朱客の在る所を問ふに、未だ拷訊を加へざるに、隨即に首服す。又た周立有りて、薪を州西の新寺灘に採り、虎の食ふ所と為る。立の妻泣きて下に訴ふ。下曰く、「吾れ爾が一行為り」と。僮僕十餘輩を率ゐて、馳せて新寺灘に至り、叢薄の間に一虎の帖耳瞑目して、徐行して前むこと、鬼神の驅執する者有るが若きを見る。下は一矢を以

1 金・宣宗完顔珣の年号(一一二二—一一二七)。

2 金の州名、今の安徽鳳台县。

3 智井・枯井。

て之を斃す。其の腹中を剖くに、環故より身に在り。范司農拯の説なり。

### 蕭下の優れた政治

蕭下は、貞祐年間(一一二二—一一二七)に壽州の知事であった。ある日、楊津で地域を巡察して回ったところ、急に彼の馬前に一匹の黄犬が尻尾を振って懐き、逃げたり振り返ったりして、どこかに人を誘導するかのようであった。蕭下は、二人の兵卒を派遣して、この犬の跡を追わせるところ、まっすぐ西河岸の枯れ井戸の中に行き着き、頭を垂れて下を覗き込んだ。兵卒がそれを見ると、井戸の桁に少し血がついており、中に死体が有った。直ちに馬を走らせ蕭下に報告したところ、蕭下は地主を呼んで死体を監視保存させた。犬はさらに又兵卒を導き街の中に入っていく、ある旅館を見上げて、鳴きやまず、まるで訴えることがあるかのようであった。蕭下は旅館の主人を呼び出したところ、彼はこの犬を知っており、「この犬は朱という旅人の飼っていた犬です。(朱さんは)数日前に西河で船を借りて、犬を連れて行きました。犬だけが帰ってきたのはどうしてでしょうか」と言った。蕭下は、船頭を捕まえ、一緒に県の役所に行き、宿の主人に面通しさせたところ、その船頭であると認めた。主人は朱という旅人の所在を断固として聞いたところ、厳しい取り調べもしていないのに、すぐに自供した。

また、周立という人物が、寿州の西の新寺灘で薪を採っていたところ、トラに食われてしまった。周立の妻は泣いて蕭下に訴えた。蕭下は「私には、お前の仲間だ」と言って、下僕十数人を率いて、馬を走らせ新寺灘の林に到着した。一匹の虎の耳を垂れて目をつむり、ゆっくりと進む様子は、まるで鬼神が背に乗って操っているようであったのを見た。蕭下

は一矢でトラを倒した。トラの腹の中を割いたところ、玉璽の環がもともと腹中にあつた。范司農孫が述べたことである。

### 1. 16 土中の血肉

何信叔は、許州<sup>4</sup>の人にして、承安<sup>5</sup>、中の進士なり。崇慶<sup>6</sup>の初、父の憂を以て郷里に居る。庭中に嘗「常」夜光を見、信叔曰く、「此れ寶器なり」と。僮僕を率ゐて之を掘る。深さ丈餘、肉塊一を得、盆<sup>7</sup>の如く大なり。家人大いに駭き、亟<sup>すか</sup>に命じて之を埋めしむ。信叔尋いで疾を以て亡ず。妻及び家屬十餘人相繼いで歿す。識者謂らく「肉塊は、太歳<sup>8</sup>なり。禍將に發せんとし、故に光怪先づ見る」と。

### 土中の血肉

何信叔は、許州の人で、承安年間（一一九六―一二〇〇）の進士である。崇慶元年（一二二二）に、父親の喪に服するため郷里にいた。庭に毎夜光

4 許州…州の名、今の河南・許昌県。

5 金・章宗完顔璟の年号（一一九六―一二〇〇）。

6 金・衛紹王完顔永濟の年号（一二二二―一二三三）。

7 盆盎…盆と盎。また、かなり大きな食器を指す。

8 「太歳」「土禁」という言葉は、『統夷堅志』に、この他「鄭叟犯土禁」「土禁二」と二回出てくる。『統夷堅志』で土中から掘り出される「太歳」は、基本的に現代語の「肉灵芝」で、地中において成長する粘菌、細菌、真菌によって構成された複合体である。明・李時珍『本草綱目』菜部芝には、晋・葛洪『抱朴子』「芝有石芝、木芝、草芝、肉芝、菌芝、凡數百種也。石芝石象、生於海隅石山島嶼之涯。肉芝狀如肉、附於大石、頭尾具有、乃生物也」を引用する。

が見えたことで、何信叔は「これは宝物である」と言った。召使いを引き連れてそこを掘ると、深さ一丈あまりで、肉塊一つ得た。大きめの食器である盆盎ぐらゐの大きさであった。家人は大変驚いて、直ちに埋めさせた。何信叔はまもなく病気で死亡した。妻や家族十数人も相次いで死亡した。識者は、「肉塊は、太歳である。禍が興ろうとしたので、怪しい光が先に現れたのだ」と言った。

### 1. 17 玉食、の禍

燕人劉伯魚は、貲<sup>10</sup>を以て大定の間に雄たり。性資<sup>11</sup>豪侈<sup>12</sup>にして、珍膳に非ざれば筋を下さず。間ま數百人を舍し、悉く尚食<sup>13</sup>諸人を召して之に居らしめ、且つ時に調贍<sup>14</sup>有り。肉食<sup>15</sup>の品を問知し、或いは一二之に效ふ。既に老いて病み、財は日に削られ、鬱鬱として以て死す。十數年後、兩兒は市に行丐<sup>16</sup>す。玉食の禍、耳目の見る所、其の幾人なるかを知らず。聊か此に記すのみ。二事も亦た司農云へり。

9 玉食…美食。

10 貲…「資」に通じる。貨物、錢財。

11 性資…資質。

12 豪侈…横暴で身勝手。

13 尚食…官職の名。帝王の食事を司った。

14 調贍…援助しもてなす。

15 肉食…高位厚祿のものを指す。また一般的に官僚を指す。『左傳』莊公十年「肉食者鄙、未能遠謀。」杜預注「肉食、在位者。」

16 行丐…物乞いをする。

## 美食の災い

燕人の劉伯魚は、財産という点で、大定年間（一一六一―一八九）において傑出していた。性格は横暴身勝手で、珍しい食べ物でなければ、箸を下さなかった。ときどき館には数百人を住まわせ、宮廷料理人たち全員を招いて滞在させ、かつ、時に手厚くもてなした。貴人の食事の品を質問して知ると、場合によって一二品試して見た。すでに年老いて病気になる、財産は日々乏しくなり、憂鬱な気持ちの中で死んだ。十数年後、二人の子供は市場で物乞いをしていた。美食の災いは、実際に見聞した者でも数えきれない。いささかここに記述する。以上二つの事柄も司農の語ってくれたことである。

### 1. 18 京娘の墓

都轉運使王宗元老<sup>17</sup>の父礎、平山令に任ぜらる。元老年二十許り、初めて舉選<sup>18</sup>に就き、縣麻<sup>19</sup>の後園に肄業す。一日の晩、花石の間を歩み、一女子と遇ふ。其の姓名を問ふに、云ふ、「我は前任の楊令の女なり」と。元老其の稚秀なるを悦び、微言<sup>20</sup>もて之に挑むも、女は

17 王叔（一一二八―九四）金代の文学者。字は元老、号は拙軒、薊州玉田（今の河北玉田）の人。天徳三年の進士、太原祁縣令、真定少尹兼河北西路兵馬副都總管を歴任した。大定二十六年に、災害救済の件で無実の罪を着せられ、蔡州防禦使に左遷された。後に中都路轉運使で致仕した。詩文に巧みで、著書に『拙軒集』がある。

18 舉選…科擧を指す。

19 麻…官舎、官署。

20 微言…遠回しな言葉。

怒らずして笑ひ、因りて之と合す。他日の寒食<sup>21</sup>に、元老友の為に擊

丸<sup>22</sup>を園西の隙地に招く。僕に京娘の墓の窩場を指す者有りて、元老は因りて京娘は誰為るかを問ふ。同輩言ふ、「前令楊公の幼女にして、字は京娘と曰ひ、方に笄<sup>23</sup>にして死し、此に葬る」と。元老楊令の女たるを聞きて、心に始めて之を疑ふ。歸りて書舎に坐す。少頃にして女至り、嬌啼<sup>24</sup>すること宛轉<sup>25</sup>として、將に進まんとして復た止み、元老に謂ひて曰く、「君已に我を知る、復た何をか言はんや。幽明<sup>26</sup>路を異にし、亦た久しく處り難し。今試期は邇くに在り、君は必ず登科せん。中間小齟齬<sup>27</sup>有り、疾有るが如きに至りても、亦た當に力疾<sup>27</sup>して往くべし、當に君に遼陽<sup>28</sup>道中に見ゆべし」と。言ひ訖りて去る。元老尋いで病み、父母就舉せしめんと欲せず。月餘にして小愈<sup>29</sup>ゆ、元老銳意<sup>29</sup>にして行かんことを請ふに、車を以て之を載す。途次遼河<sup>30</sup>淀霖雨にして泥淖たりて、車は進むこと能はず。同行者は馬に鞭うちて就道す。車は獨り行くこと數里にして軸折れたり。元老憂ひ、為す所を知

21 寒食…節氣の名。清明節の前一日或いは二日。

22 擊丸…雜技の一種。宋孟元老『東京夢華錄』元宵「奇術異能、歌舞百戲、鱗鱗相切、樂聲嘈雜十餘里、擊丸蹴鞠、踏索上竿。」

23 笄…成年である十五歳の女子を指す。

24 嬌啼…艶かしく泣く。

25 宛轉…人の心を打つ。

26 幽明…生と死。冥界と現世。

27 力疾…強いて病をおして。

28 遼陽…以前の県名、府名、路名、行省名。今は市名。今の遼陽市一帯を指す。

29 銳意…懇願切望の意が堅いこと。

30 遼河…中国東北地区南部の大河。

らず。忽ち田夫有りて、斤斧<sup>31</sup>を腰にして軸を負ひて來れり、之に問ふに、匠者<sup>32</sup>なり。元老歎じて曰く、「此の地前後二百里は民居無し、今匠者と値ふは、陰相に非ずや」と。軸を治め訖りて將に行かんとし、俄に一車を見るに、車中の人は即ち京娘なり。元老驚き喜びて曰く、「爾も亦た此に至れるか」と。京娘曰く、「君遼陽道中相見るの語を記せずや。君難有るを知り、故に來りて相慰むるのみ」と。元老問ふ、「我が前途の至る所は、知り得るべきや否や」と。京娘即ち車に登じ、第<sup>た</sup>「尚書珍重<sup>33</sup>」と言ふのみ。元老數日ならずして上京<sup>34</sup>に達し、擢第す。明昌中に運使と為り、車駕<sup>35</sup>太室<sup>36</sup>に享するに、禮部尚書を攝<sup>か</sup>ね、數日にして葬す。

### 京娘の墓

都轉運使王宗、字元老の父である礎は、平山県（河北）の県令に任せられた。元老は年二十ばかりで、初めて科擧を受験することになり、平山県の役所の後園で受験勉強をしていた。ある日の晩、樹木や庭石の間を歩いていると、一人の娘と出会った。名前を聞くと、「私は前の県令である楊氏の娘です」という。元老は彼女が幼く美しいのを好ましく思い、婉曲に誘いかけたが、娘は怒ることなく笑ったので、一緒になった。しばらくして寒食の日に、元老は友人のために雑技の擊丸を後園の西の

31 斤斧…斧。

32 匠者…大工、職人。

33 珍重…お大事に。別れる時の常用語。

34 上京…金朝の首都、今の黒龍江阿城南白城。

35 車駕…皇帝の乗る車。また、皇帝の代称。

36 太室…山の名。高山。今の河南省登封県北。

空き地に招いた。下僕に京娘の墓の窪地を指差すものがおり、元老がそこで京娘は誰なのかを質問した。同輩は「前の県令楊公の幼女で、字を京娘と言ひ、十五歳になつたばかりの時に死に、ここに葬むられた」と言つた。元老は（墓の主が）楊県令の娘であると聞いて、心中始めて娘のことを疑つた。勉強部屋に戻つて座つてみると、しばらくして娘がやつてきた。娘は艶めかしくもさめざめと泣いて、元老に近付きかけてはやることを繰り返し、元老に「あなたは私のことをもうご存知なので、何ももうしません。この世とあの世は別々の存在ですし、長くお付き合ひすることもできません。今は試験の日時が迫つております。あなたは必ず合格されますから、途中少し問題があり、もしも病気になるようなことがあつても、病を押して行くべきです。きつと遼陽道中であなたにお会いするでしょう」と言い終わると立ち去つた。元老はその後病気になる、父母は試験に行かせまいと思つた。一月余りして病気がややよくなる、元老は決然と試験に行くことを父母に願ひ、車に乗せてもらつた。途中、遼河淀で、長雨のためぬかるみ、車が進まなくなつた。同行の者は馬に鞭を入れて出発したが、元老だけが車で數里進んだが車軸が折れてしまつた。元老は憂うるばかりで、なす術がなかつた。急に腰に斧を下げ車軸を背負つた農夫がやつてきた。訊くと木工職人であるという。元老は感嘆して「この地域は前後二百里に民家はない。今、木工職人と出会うなんて、全くの奇遇ではないか」といつた。車軸を修理し終わり、出かけようとすると、急に一台の車が現れた。車中の人はなんと京娘であつた。元老は驚きそして喜んで「あなたもここへきたのですか」と言つた。京娘は「あなたは、遼陽道中でお会いするという言葉を覚えておられませんか。あなたに問題が起こつたと知り、こうしてやつてき

て慰めているのです」と答えた。元老は「私の将来を、知ることはできませんか」と質問すると、京娘は直ちに車にのって、ただ「尚書珍重（旦那様お休お大事に）」というだけであった。元老は数日も立たず都に到着し、科挙に合格した。明昌年間（一一九〇―一九六）に転運使となった。皇帝陛下が嵩山で祭祀を行うに際し、王宗は禮部尚書を兼ね、数日にして亡くなった。

### 1. 19 神霄<sup>37</sup>丹寶

宣和方士は水銀を焼いて黄金と為し、鑄て錢と為す。神霄に在る者は、其の文は、「神霄丹寶」と曰ひ、五福<sup>38</sup>なる者は、「五福丹寶」と曰ひ、太乙<sup>39</sup>なる者も亦之くの如し。汴梁下り、錢は内府に歸し、海陵は以て幸臣に賜ひ、得し者は以て帽環と為し、之を服すれば中喝<sup>40</sup>せずと云ふ。内藏<sup>41</sup>庫使五壽孫説けり。

37 神霄・神霄玉清萬壽宮。『宋會要輯稿』禮五祠宮觀神霄玉清萬壽宮「神霄玉清萬壽宮徽宗政和七年二月十三日、詔「神霄玉清萬壽宮如小州、軍、監無道觀、以僧寺改建。如有道觀處、止更名、仍於殿上設長生大帝君、青華帝君像。」

38 五福・神の名。福の神。『夢溪筆談』1（平凡社東洋文庫）によれば、「開封の西太一宮では正殿に五福太一を祭り、廊下に太一を祭つて順序を間違えていたが、現在では前殿に五福太一を祭り、後殿に太一を祭っている」という。

39 太一・また「太乙」に作る。天神の名。『史記』封禪書「天神貴者太一。」司馬貞索隱引宋均云「天一、太一、北極神之別名。」

40 中喝・中国医学の病名。暑気あたり。

41 内藏・内庫。多くは宮廷内の倉庫を指す。

### 神霄の丹寶

北宋の徽宗・宣和年間（一一一九―一二五）の方士は、水銀を焼いて黄金を作り出し、それを鑄造して錢を作った。神霄玉清萬壽宮にあるものは、その銘文を「神霄丹寶」と刻み、五福太一神のところにあるものは、「五福丹寶」と刻み、太乙神のところにあるものも同様であった。北宋の都開封が陥落（一一二七年）したのち、これらの錢は金朝の内府に収められた。金の海陵王（在位一一五〇―一六一）はそれを寵愛する臣下に下賜した。それを得たものは、帽子の飾り環とし、これを身につければ、暑気あたりしなかつたという。内藏庫使の五壽孫が話してくれた。

### 1. 20 稻畫

西京<sup>42</sup>の田叟、自ら瓦盆子<sup>43</sup>と號し、年七十餘なり。作る所の「堯民圖」<sup>44</sup>は、青縑<sup>45</sup>を地と為し、稻樺皮にて之を為る。暗室中に小窺

42 西京・金朝の路の名、今の山西省大同市。

43 瓦盆子・陶器の大鼓。宋周密『武林舊事』舞隊の「大小全棚傀儡」には「瓦盆鼓」の名が見える。

44 晉・皇甫謐『高士傳』卷上壤父「帝堯之時、天下太和、百姓無事。壤父年五十而擊壤於道中。觀者曰『大哉帝之德也』。壤父曰『吾日出而作、日入而息、鑿井為飲、耕田而食。帝何德於我哉』。『御定歷代題畫詩類』卷三十三・故實類には、元・劉因、元・王惲、元・袁桷（泰定甲子（元年、一三三四）題）の画題詩「堯民圖」、元・元好問の画題詩「題劉紫微堯民野醉圖」、元・吳師道の画題詩「堯民醉歸圖」を掲載しており、金元代には、伝説上の聖人皇帝堯の時代の庶民の平和な生活を描いた絵画が流行したらしい。

45 縑・細絹。

を作りて明を取り、主客と談笑して之を為す。嘗て戯に袖中に於いて蝨數枚を招みて、亂りに客の衣上に擲ち、客は以て真の蝨と為して之を拾ふ。其の伎此くの如し。性は剛狷にして、自ら其の藝を神とし、輕がるしくは人に與へずして、己の欲せざる所は、千金と雖も就かざる也。蓋し稲畫は書傳に見へず、當に此の人自り始まる耳。事は平陽都運使張伯英<sup>46</sup>の文に見ゆ。

### 稲画

西京の田叟は、自ら瓦盆子と名乗つており、年齢が七十歳あまりであった。彼の作った「堯民図」は、青い細絹を地として、稻樺の皮で絵を描いたものである。暗い部屋の中で壁に小さな穴を開けて明かりとし、主人や客と談笑しながら影絵をした。以前、たわむれて袖の中で（影絵で作った）シラミ数匹をつかんで、みだりに客の服の上に放り投げると、客は本物と思つて拾い上げた。その技術はこのように優れたものであった。性格は意志が強く潔癖であった。自らの芸を神秘化して、軽々しくは人に教えなかつた。自分からそうしようと思わない限り、大金を積んでも駄目であった。稲画は書物に見えないようなので、きつとこの人物から始まったのであろう。このことは平陽都運使の張伯英の文章に書かれている。

46 張伯英：張穀（？—一二二七）、字は伯英、許州臨潁（今の河南省臨潁県）の人。

大定二十八年（一一八八）の進士。貞祐年間（一二二二—一二二七）に河東南路転運使、権行六部尚書、安撫使を勤めた。興定元年に没す。

### 1. 21 枸杞

太和「泰和」の初、定陶<sup>47</sup>の古城崩摧し、一枸杞根を出すに、方廣一尺許り、臥狗の状を作し、足尾皆な具り、嘴も亦た細毛有りて、背上一枝直出す。縣外の一農家之を得て、里社に傳玩す。尋いで縣官の奪ふ所と為る。崔君佐此を見る時年十五六なり矣。

### 枸杞

泰和年間（一二〇一—一〇八）の初め、山東の定陶県の古い城壁が崩壊し、枸杞の根が一本出てきた。大きさは一尺あまりで、犬が伏せた格好をしており、足や尾は皆な備わっており、口も細かい毛が生え、背中央上に一本枝が出ていた。定陶県の郊外の一農家が手に入れ、村中で鑑賞した。その後、定陶県の官吏に奪われた。崔君佐がこれを見たときは十五六歳になったばかりであった。

### 1. 22 詩讖<sup>48</sup>

梁仲經<sup>49</sup>官に咸平<sup>50</sup>に赴くに、道中詩有りて云ふ、「山雲雨ふら

47 定陶…県の名。山東省西南部。

48 詩讖…詩の中に意図することなく、将来の出来事が予言されているものを指す。『南史』賊臣傳・侯景「初、簡文『寒夕詩』云、雪花無有帶、冰鏡不安臺。又『詠月』云、飛輪了無轍、明鏡不安臺。後人以為詩讖、謂無帶者、是無帝。」

49 梁仲經…梁詢誼、字は仲經、絳州（今の山西新絳県）の人、科擧合格後、特別科擧の宏詞科にも合格し、応奉翰林文字となり、地方官として上京留守判官を勤めた。気節を重んじ、文章は豪放であった。

50 咸平…金朝の府名。今の遼寧開原北老城鎮。

んと欲して花先づ惨たり、客路人無く鳥も亦た悲し」と。劉御史雲卿<sup>51</sup>詩に「壞壁に秋燈挑ひらきて夢破やぶめ、老梧に寒雨滴りて愁生なず」。李治中平甫<sup>52</sup>云ふ、「落葉掃はらけども盡つくまず、寒花看れば即ち休やすむ」。未だ幾ならずして皆な下世すれば、殆んど詩讖也。楊敏行『書眠』に「身は蟬蛻の如くして一榻上にあり、夢は楊花を逐ひて千里に飛ぶ」と云ふが如きに至りては、真の鬼語にして、何の讖か之れ有らん。

### 詩讖

梁詢誼は咸平に官吏として赴くとき、道中で「山に雲がかかつて雨が振ろうとする頃、花がまず湿気を帯びてしなだれてしまい、旅路の路上には道ゆく人もなく鳥の鳴き声も悲しげである」という詩を詠んだ。劉從益御史の詩には「壞れた壁に秋の灯火の光が揺らぐなか夢から覚めた。年老いたアオギリの老木に寒々とした雨が降り注ぎ私の心には愁が生じてくる」という。李治中、字平甫には「(秋も深まり)落ち葉は掃いても掃いても切りがなく、寒々とした季節の花は、咲いたと思つたらすぐに散ってしまう」という詩がある。彼らは、こうした詩を詠んでから、間も無くみな死んでしまったので、これらの詩はほとんど未来を予言した詩讖である。楊敏行『昼眠』「私の体はセミの抜け殻のようにベッド

51 劉雲卿：劉從益、字は雲卿、渾源の人。大安年間(一一〇九—一一一〇)の進士、監察御史となり、古の良吏の風があった。著作に『蓬門集』がある。

52 李平甫(一一五六—一一二二)、名は適、号は寄庵、欒城の人、明昌二年(一一九一)の進士、東平府の治中で致仕した。才能に溢れ博學で、山水画を得意とし、平生の詩文は極めて多かった。元好問は李適の「門下士」と自称していた(元好問「寄庵先生墓碑」)。

に横たわり、夢はヤナギの綿毛を追いかけて千里に飛んで行く」というような詩は、本当の幽霊の言葉であり、予言でも何でもない。

### 1. 23 敏之兄の詩讖

敏之兄は、貞祐元年癸酉中秋日に、王元卿<sup>54</sup>、田德秀<sup>55</sup>、田獻卿輩と燕せんことを約すも、其の夜陰晦にして、罷む。敏之詩有りて云ふ、「佳辰物として相思を慰むる無し、先賞して空しく吟ず昨夜の詩。倦くこと莫れ更深くして仍ほ坐待するを、密雲還た有り暫し開く時」と。王、田戯れて曰く、「詩境開廓ならず、君が才は盡きたる耶」と。敏之嘆じて曰く、「我れ年を得ること僅に三十、境界開廓なるを得んや否や」と。明年城陥の禍に遭ひ、年才に三十二<sup>56</sup>なり。

### 敏之兄の詩讖

我が兄元好古は、貞祐元年(一一二二—一一二三)中秋の日に、王元卿、田德秀、田獻卿らと宴会を開こうと約束したが、その晩は曇つて月が見えなかつたので中止した。元好古の詩に「素晴らしい中秋の名月の季節であるが、

53 敏之：元好問の兄の元好古、字は敏之。貞祐二年(一一二二—一一二四)三月三日、蒙古兵が山西の忻州を襲撃した戦いで没した。元好問「敏之兄銘」に「歿于貞祐」二年三月北兵屠城之禍」という。『中州集』王万鐘伝に「忻州破死者十余万人、時三月三日」。

54 王元卿：名は万鐘、秀容の人、詩名があった。二十七歳で戦役で没した。

55 田德秀：名は紫芝、滄州の人。年十三で「麗華引」を作り、語意は精絶であった。二十三歳で戦役で没した。

56 元好問「敏之兄墓銘」は「年二十九」とし、『中州集』敏之兄小伝は「年三十一」とする。

今は恋人たちを慰める月も出ていない。晴れてくれることを先にめで、空しく昨夜作った詩を吟じて見る。夜遅くなってなおも座ったまま月の出るのを待っているが嫌にならないでくれ、厚い雲もしばし晴れるときもあるだろうから」という。王、田は戯れて「詩的境地がいまいちですね、あなたの才能は尽きたのでしょうか」と言った。元好古は嘆じて「私はまだ三十になっただけです。詩的境地がひらけてくるのはこれからです」と言った。翌年、モンゴル軍に都市が攻略されるのに遭遇し没したが、年はわずかに三十二であった。

### 1. 24 申伯勝<sup>57</sup>の詩兆

高平<sup>58</sup>の申万全、字伯勝は、正大中に、史院編修官を以て宗室慶山<sup>59</sup>に従ひて南征す。道中詩有りて云ふ、「西風に回首し敝廬に謝し。

57 申伯勝・名は萬全、高平の人。貞祐二年（一二二四）乙科で科挙に合格し、福昌簿に任ぜられたが、赴任しなかった。正大年間（一二二四―三二）に、召されて史院編修官となった。

58 高平・今の山西省高平県。

59 『金史』一二六「完顔氏王族の慶山奴、名は承立、字は獻甫、統軍使楞山の子、平章の白撒の従兄弟である。風采は立派であったが、小心翼翼たる性格であった。（中略）正大四年（一二二七）、反乱軍の李至が楚州を占領した時、哀宗は慶山奴を元帥とし、総帥の完顔訛可と共に軍隊を率いて盱眙の守りにつき、且つ城を固く守りて出撃するなど命じた。まもなく、李至は軍を盱眙の境界に進め、二人の將軍は迎撃したが大敗し、金軍の死者は一万人を超え、軍隊の装備を放棄するものが大変多かった。当時軍中は食料を欠き、補給も続かず、民衆は軍務に疲れ、愁訴の聲が盛んに起こった。宰相たちは現状を正直に述べることを進んでせず、樞密判官の白華が二人の將軍を斬首とし天下に謝罪せよと上奏したが、哀宗は回答しなかった。慶

崎嶇として又た復た戎車を逐ふ。人生行止元より定め無し、一葦江湖如く所に聽す<sup>まか</sup>」。數日ならずして、淮水に溺して死す。

### 申伯勝の詩兆

高平の申万全、字伯勝<sup>57</sup>は、正大年間（一二二四―三二）に、史院編修官の地位で金朝の宗室の慶山に従って南征した。道中での詩に「西風に向かつて振り返り我が家に別れを告げ、遙か困難な道を通って再び従軍する。人生の出処進退は本来決まっているものではない、それはまるで小舟で広い世界に乗り出し、船のゆくに任せるようなものである」という。その後、數日も立たぬうちに、淮水で溺死した。

### 1. 25 天慶に鶴降す

忻州の西城は、半ば九龍岡の上に在り、宣聖廟、鐵佛寺、天慶觀を置き、州の鎮と為す。天慶觀老君殿の尊像は極めて高大、唐七帝<sup>60</sup>列侍し、父老は云ふ、「是れ神人の塑する所なり」と。晉の天福二年に重脩す。每歲二月十五日、道家は貞元節<sup>61</sup>と號し、是の日に、鶴の來會する有り、多くは數十に至り、少きも亦た一二を絶へず、壇殿の上に翔舞し、良久山奴は定國軍節度使に降格され、さらに賄賂を受けたことで一級降格された。

60 七聖・唐代の肅宗、代宗、德宗、順宗、憲宗、穆宗、敬宗七人の君主を指す。  
唐杜牧・原十六衛「七聖盱眙食、求欲除之且不能也。」『資治通鑑』唐文宗太和七年は此の文を引用して、胡三省注に「七聖、謂肅、代、德、順、憲、穆、敬」と伝う。

61 徽宗が、重和元年に太上混元上德皇帝（老子）の二月十五日の誕生日を貞元節とした。『宋史』卷二十一。



しくして乃ち去る。州人は旁近の城上に聚觀し、州の刺史は、先づ鶴を見る者は賞有るを約す。四遠の黃冠<sup>62</sup>及び游客の來る者、三日絶へず。貞祐の兵亂に、殿は廢し、鶴は遂に至らず。

天慶觀に鶴が舞い降りる

忻州の西城は、半分ほどは九龍岡の上にあつて、そこには宣聖廟、鉄佛寺、天慶觀が配置され、忻州の守りとなつていた。天慶觀老君殿の神像は極めて背が高く巨大で、唐代の七人の皇帝像が並んでひかえていた。老人は「これは仙人の作つたものである」と言う。晉の天福二年(九三七)に老君殿を修復した。毎年二月十五日を道教では貞元節と呼び、この日に、鶴が老君殿にやってくる。多いときは数十羽にもなり、少ないときでも一二羽が絶えることなくやってくる。老君殿の上で飛び舞い、しばらくしてからやつと立ち去つた。忻州の人々は、近くの城壁の上に集まつて見ていた。忻州の知事は最初に鶴を見たものには賞金を出すと約束した。遠く四方から道士や觀光客がやってくる。三日間賑わつた。貞祐年間(一一二二―一一二七)の兵亂で、老君殿は失われ、鶴はどうとう来なくなつた。

62 黃冠・道士の冠。また、道士を指す。

『続夷堅志』訳稿(一)

### 1. 26 告成<sup>63</sup>の早魃

貞祐の初め、洛陽界の夏の早甚しく、登封<sup>64</sup>の西四十里の告成は、人「早魃<sup>65</sup>。虐を為す有り」と傳ふ。父老云ふ、「早魃至れば、必ず火光の之に隨ふ有り」と。少年輩に命じて合昏の後に高きに憑りて之を望ましむ。果して火光の一農民の家に入るを見、隨ひて大楮<sup>66</sup>を以て之を撃つ。火燄散亂し、聲の馳するが如き有り。古人説く、「早魃長さ三尺、其の行くこと風の如し」と。馳する聲有るに至りては、則ち載せざる也。

### 告成の早魃

貞祐年間(一一二二―一一二七)の初め、洛陽あたりでは夏の早魃がひどかつた。登封の西四十里の告成では、「早魃が災害(日照り)を起こす」ということが伝承されていた。老人は、「早魃がやってくる、必ず光の帯がその後につき従っている」と言う。若者たちに命じて黄昏時をすぎた頃に高い所に登つて監視させた。果して光の帯が一軒の農家に入るのを見つけ、大きな楯棒でそれを打ち据えた。炎が散らばり、声が駆け回るようであつた。昔の人は、「早魃は長さ三尺で、風のように過ぎていく」と言う。駆け回る声の存在については、書物に記載がない。

63 告成・鎮の名。河南登封県東南。原名は陽城。武則天が皇帝を名乗つた時ここで天地を祭り、群臣が集まつて、飲酒して詩を作つて石に刻んだ。それで「大功告成」の意を取つて、この地に命名して「告成」と言つた。

64 登封・県の名。河南省中部。

65 早魃・伝説で日照りを起こす怪物。『詩』大雅・雲漢「早魃為虐、如愆如焚。」孔穎達疏「神異經」曰、南方有人、長二三尺、袒身、而目在頂上、走行如風、名曰魃、所見之國大旱、赤地千里、一名旱母。」

66 楮・楯棒。

## 1. 27 玉兒 當に是れ其の名なるべし

太原<sup>67</sup>廟學<sup>68</sup>、舊鬼婦人有り。是れ宋且提刑<sup>69</sup>の妾にして、正室の妬むところと為りて、捶<sup>むち</sup>うたれて死し、學の旁に倒埋するに、其の處に桑の生ずる有り焉。此の鬼時に齋舎に入りて、人と戯語するも、然るに祟を為さざる也。大定<sup>70</sup>中、數人の時習齋に夜宿する有り、三更<sup>71</sup>の後、忽ち窗外の履聲を聞き、須臾にして、齋に入り、手を以て睡る者を遍拊して云ふ、此の人は及第し、此の人は及第せずと。既にして曰く、「驚くを休めよ、驚くを休めよ。」後に及び至り、皆な其の言の如し。學正の馬持正説けり。睡る者は趙文卿、段國華、郭及之なり。

## 玉兒 これはその幽霊の名前であろう

太原の廟學（孔子廟内の学校）には以前、幽霊の婦人がいた。これは宋且という提刑使の妾で、本妻から妬まれ、むちうたれて死に、廟學のそばに逆さに埋葬され、そこには桑が生じた。この幽霊はいつも廟學の宿舎に入りこみ、人と冗談を言い合ったりしたが、祟<sup>たから</sup>をすることはなかった。大定年間（一一六一―一八九）に、數人のものが、廟學の時習齋に夜、

67 太原…府の名、今の山西省太原市。

68 廟學…もともと孔廟内に設置された学校を言う。

69 提刑…官名。提點刑獄公事の簡稱。宋初に各路に設置され、所属する各州の司法、刑獄と監察を所管し、農桑も所管した。その役所は司と呼び、「憲司」と言った。金朝は提刑使を置き、後に按察使と改めた。

70 大定…金・世宗・完顏雍の年号（一一六一―一八九）。

71 三更…夜半十一時から翌日の一時までを指す。

宿泊したところ、夜中過ぎ、急に窓の外に足音が聞こえ、すぐに時習齋に幽霊が入ってきて、睡っている者をみんな手で叩いて言った。「この人は及第するが、この人は落第する」と。その後、「恐れるな、恐れるな」と言った。後に、すべてその発言の通りになった。學正の馬持正が述べたことである。睡っていた者は趙文卿、段國華、郭及之である。

## 1. 28 王氏の金馬

太原の王氏は、上世醫を業<sup>わざ</sup>とし、陰徳の里中に聞ゆる有り。君玉<sup>72</sup>の父に至りて、翁母<sup>73</sup>は皆な神佛を敬ひ、一淨室中に經像<sup>74</sup>を安置し、扁鑰甚だ嚴にして、灑掃に于ては、母も亦親しく之を為す。一日の晩、室中に入りて焚誦<sup>75</sup>するに、忽ち供几の下に一細小物の跳躍して出で、光の之に隨ふ有りて、須臾にして、聲を作すこと馬の嘶<sup>なげ</sup>けるが如し。母起立して祝して曰く、「古老の傳に金馬駒<sup>76</sup>有り、今真<sup>まこと</sup>に之を見る。果して福を送らんと欲せば、老婦の衣襟中に來れ」と。即ち襟を以て之を迎ふるに、此の物一跳して上る。之を視れば、金馬也。君玉は天眷二年を以て第す。器玉、汝玉は、皇統元年相次ぎて科第す。郷

72 王君玉…名は璫、太原の人、天眷二年（一一三九）の進士、官は尚書省左

右司郎中に至った。『中州集』王璫伝「嘗有金蚕、金馬之瑞…金馬在部

掾清卿房、迄今玉之」。

73 翁母…夫あるいは妻の父母。

74 經像…佛像。

75 焚誦…焼香して誦經すること。

76 金馬…黄金の馬。

人之を榮し、三桂<sup>77</sup>の王氏と號す。府尹<sup>78</sup>は並びに「三桂」を以て居る所の坊を名づく。翁の四子は、三子登科し、一子蔭補<sup>79</sup>を以てす。其の孫の仲澤<sup>80</sup>に至りては、復た名進士為りて、文章政事、談辨字畫、大いに時輩の推す所と爲る。金馬は方廣さ三寸、金は棗の瓢<sup>81</sup>の色を作し、項頸<sup>や</sup>微高く、尾の上掲すること艾炷<sup>82</sup>の如く、髀股は圓滑なり。兵亂の後、予曾て之を見る。濬州の清卿房約は為に『金馬辭』を賦する也。

### 王氏の金馬

太原の王氏は、代々、医者を業としており、その陰徳は郷里で有名であつた。王君玉の父の代になつて、王君玉の祖父母ともに神仏を敬い、清淨な一室に仏像を安置し、鍵の管理を厳しくし、掃除の際には、王君玉の母も自ら手伝つた。ある日の晩、仏像の置かれた室に入つて焼香し読経をしていると、急に供物をおいた机の下から一匹の小さなものが跳躍して出てきて、光がそれに従つており、あつという間に、馬のいななきのような声を出した。母は立ち上がつて祈りを捧げて、「古老の伝えによれば、金馬駒というものがあるが、今本当に目にすることができた。

77 桂…桂籍を言う。科第の名簿である。科挙の合格を指す。唐・杜甫・哭長孫侍御詩「禮闈曾擢桂、憲府屢乘驄。」

78 府尹…官の名。漢代の京兆尹に始まる。一般に京畿地区の行政長官。

79 蔭補…祖先の功績によつて官職に着くことを指す。

80 仲澤…王渥、字は仲澤、王璿のひ孫である。興定二年の進士、官は尚書省

令史に至つた。枢密院經歷官、権右司郎中を歴任した。

81 瓢…瓜類の果肉。また、果肉。

82 艾炷…もぐさで作つた紡錘形の顆粒を「艾炷」という。中醫は灸療法に使用する。

幸福を与えてくれるのであれば、私の上着の中にやつてこい」と言つた。すぐに襟を広げてそれを迎えたところ、それは飛び上がった。見ると金馬である。王君玉は天眷二年（一一三九）に科挙に合格した。玉器玉、王汝玉は、皇統元年（一一四一）に相ついで科挙に合格した。郷里の人々はこれを榮あることとし、三桂の王氏と呼んだ。太原府の長官はその上、王氏の住む坊を「三桂」と名づけた。王君玉の父の四人の子は、三人が科挙合格し、一人は蔭補で官吏となつた。王君玉のひ孫の仲澤は、彼も著名な進士で、文学、政治、議論、書法の面で当時の人々から非常に推奨された。金馬は大きさ三寸で、金は棗の肉色、首はやや高く、尾はお灸のように盛り上がり、太ももはふっくらしていた。金元交代の戦争の後、自ら見たことがある。濬州の清約字卿房はこの金馬のために『金馬辭』を作つた。

### 1. 29 王雲鶴<sup>83</sup>

王中立は、字湯臣、岢嵐<sup>84</sup>の人。博覽強記にして、問ふも知らざる無し。少き日に『易』を治め、場屋<sup>85</sup>に聲有り。家は財に豪にして、客日び門に満ち、延待<sup>86</sup>備く豊腆<sup>87</sup>を極むるも、其の自ら奉ずるは、則ち日に淡き湯餅<sup>88</sup>一杯を食する而已。年末だ四十ならずして、妻を喪ひ

83 『中州集』巻九「擬翊先生王中立伝」と同文。

84 岢嵐…金朝の州名、今の山西省西北部。

85 場屋…科挙の試験場。

86 延待…接待。

87 豊腆…食事や祭礼の供物が豪華なこと。

88 湯餅…小麦粉で作つた塊状あるいは麵状の具をスープで煮込んだ料理。

て娶らず、亦た就舉せず、獨り一室中に處ること僧の如し。是くの如きこと三四年にして乃ち出づ。時人其の談吐<sup>89</sup>、高闊にして、詩畫超絶たること、物の之に附く者有るが若きを覺ゆ。之を問ふも、言はざる也。大安<sup>90</sup>の初、間間趙公<sup>91</sup>に平定<sup>92</sup>に遇ひ、之に詩を遺りて曰く、「間間に寄與し浪仙<sup>93</sup>を傲り、枉げて詩酒に隨ひ凡縁に墮つ。黃塵は來時の路を遮斷し、蓬山<sup>94</sup>に到らざること五百年」と。因みに言ふらくは、唐の士大夫五百人、皆仙人の謫降<sup>95</sup>せられ、世味<sup>96</sup>の著く所と為り、亦た迷ひて返らざる者有り、公と我との如きは皆な是れ也と。一日、都下に來りて、間間公の家に館す。「中秋詩」<sup>97</sup>に「山河の影を印透し、天地の心を照開す。人世昏曉有るも、我が胸には古今無し」の句有りて、間間大いに之を奇とす。墨水<sup>98</sup>一盃を索むるに因りて、言の如く之を與ふ。明旦、告げずして去る。壁間に「古鶴」二字の、廣長一丈なる墨水を留め、且つ何物の書したるかを知らざる也。之を少して、先生外従り來れば、然る所以を問ふに、答へず、其の旁に題して云ふ、「天地の間の一古儒にして、醒め來るも醉中に書するを記せず。旁人錯ひて神

89 談吐・談論。

90 大安・金・完顔永濟の年号（一一〇九一一）。

91 間間趙公・金・宣宗の時の礼部尚書である趙秉文、号は閑閑公。

92 平定・県名、山西省東部。

93 浪仙・唐代の詩人賈島の字。

94 蓬山・蓬萊山。仙人の住まいと言われている。

95 謫降・仙人が罪を得て降格され、地上で人生を送ること。

96 世味・人情。

97 『中州集』卷九・擬栩先生王中立伝・中秋二首其二。

98 墨水・墨汁。

仙の字に比するも、只だ恐るらくは神仙字知らざらんことを。「先生の詩、「醉袖舞ひて天地の窄きを嫌ひ、詩情狂ひ壓し海山平らかなり。」「忽ち風浪の耳邊に過ぐを経て、覺へず神形の來世中にあるを。」<sup>99</sup>「君に因りて感激し君に従ひて説ふも、機關を鑿破して我も亦た驚く。」<sup>100</sup>の如く、此の類甚だ多し。人に世外の事を問ふ者有れば、亦一二之を言ふ。好んで擘窠大字<sup>101</sup>を作し、勢ひ飛動を極め、間間極めて之を愛す。屏山李之純<sup>102</sup>嘗て先生に見ゆるに、前代の人物を商略するに、先儒の論議數十條を引くこと目前に在りて、人人自ら相詰難するが如く、然る後に己が意を以て之を斷ず、以為へらく辨（傳）「博」中の第一流也と。終に臨みて豫め死期を尅し、言の如くして逝き、年四十九なり。晩年名を雲鶴に易へ、擬栩道人と號す。人物は世に畫ける呂公<sup>103</sup>の如き、肩微にして聳耳なり。

#### 王雲鶴

王中立は、字湯臣、岢嵐の人である。博覽強記で、質問をしても知らないことはなかった。若い頃は日々『易経』について研究し、科挙の試験では名声があつた。家には財産があり、賓客に満ち溢れ、彼らへの接

99 『中州集』卷九・擬栩先生王中立伝・雜詩四首其三「雲葉粼粼皺碧空、笙簫遞響入天風。忽驚風浪耳邊急、不覺形神來世中。」

100 『中州集』卷九・擬栩先生王中立伝・雜詩四首其二「獨跨蒼虬下太清、春風萬里月華明。因君感激為君説、鑿破天機我也驚。」

101 擘窠大字・大字。ここでは、碑文の文字のような罫線中に書く大字を言う。

102 李之純・李純甫（一一七七一—一二三三）、字は之純、号は屏山居士、弘州襄陰（今の河北陽原）の人、尚書右司都事に至る。金代の著名な散文作家、詩人。

103 呂公・呂洞賓を指す。八仙の一人である。

待は極めて豪勢であつた。(ところが)自分では、一日に淡白な湯餅(うどんの一種)を一杯食するだけであつた。年はまだ四十にもならなかつたが、妻を喪つてからは再婚せず、科擧も受けず、一人だけで部屋にこもっている様子は僧侶のようであつた。このような状態が三、四年続いたあと、やつと外に出るようになった。当時の人々は、彼の発言は高邁で闊達、詩歌絵画の才能はずば抜けており、何かに取り憑かれたようであると感じていた。(ところが)それについて質問しても、答えることはなかつた。大安年間(二〇九—一一)の初め、平定で趙秉文、号は閑閑公に会い、彼に「趙秉文どのに詩を贈り、唐の詩人賈島を軽蔑する。なぜなら彼は誤つて詩や酒に溺れ世俗の因縁に囚われてしまったからである。俗世の塵は仙人世界からやつて来た道を遮断して、私はもといた蓬萊山にはもう五百年も帰っていない。」という詩を贈り、こう述べた。唐の士大夫五百人は、皆仙人の地上に左遷されたものであり、世間の人情に取り込まれ、さらにはそれに迷わされて天上世界に戻らなかつたものがある、趙秉文どのと私は共にこのような謫仙人なのである、と。ある日、金の都(中都あるいは開封)にやつてきて、趙秉文の屋敷に滞在した。(その時に作つた)『中秋』という詩には「月光に照らされて山河の姿はくつきりと浮かび上がり、天地の心まで照らし出すようである。人の世には昼と夜が存在し時間が経過するが、我が胸中には今と昔の區別は存在しない」という句があつて、趙秉文はこの詩句を大変評価した。墨汁を一鉢所望されたので、言葉通り与えたところ、明朝、挨拶もなく去つていった。壁に墨で書いた縦横一丈の「古鶴」二字が残され、誰が書いたのか不明であつた。しばらくして、先生が外から戻つたので、理由を聞いたところ、答えずに、「古鶴」二字の傍に「私は、この世界に

生きる一人の古い儒者に過ぎず、酔いから覚めても酔っていて書いたことは記憶していない。他人が間違つて神仙の字に比べたとしても、恐らくは神仙の字の方が下手だろう。」と書きそえた。先生の詩は、例えば「酔つ払つて舞を舞うと翻る袖は天地の窄さを嫌うかのようであり、詩を作れば、詩情が狂おしく溢れ出て海と山を圧倒して平らにする。」「(空を見上げれば、雲の断片が爽やかに流れて行き、まるで青空にシワがよつたかのようである。笙や簫の奏でる樂の音が響き渡り、空ゆく風にそれぞれ入つていく。)そうするうちに、急に風や波の音が耳のあたりを通り過ぎていき、知らぬ間に私の精神と肉体は来世(仙人世界)の中に入つてしまつていた。」「青い龍に一人またがつて天空から地上に降りてくると、春の風が万里に吹き渡り月の光は明るかつた。)君(青い龍)によつて感動を得、君(青い龍)に従ふことで喜びを得たが、世界のカラクリに穴を開けてしまうなんて私も驚いた。」のように、このような(仙人世界を題材とする)ものが大変多い。この世の外のことを質問する人がいれば、また一二それに回答した。大きな字を好んで書き、飛翔するような勢いがあつたが、趙秉文は特にそれを愛した。李純甫が以前、王中立に会つたとき、前代の人物を品評するのに、過去の儒者の論議を数十条その場で引用して、彼ら自身が議論しあつているようであり、その後、彼自身の意見で判断を下した。李純甫は王中立を学識ある人物の中でも一流であると思つた。臨終に当たつては自らの死期を予言し、その通りに亡くなつた。年は四十九であつた。晩年に名前を雲鶴に変え、擬栩道人と号した。その人物は世間で描かれる呂洞賓のようで、肩が狭く耳が立つていた。

## 1. 30 董國華

董文甫<sup>104</sup>、字は國華、潞州の人、承安<sup>105</sup>中の進士、資は淳質にして、世味に泊く、人之を知重するも、其の何の得る所あるかを知らざる也。子安仁、亦た道を學ぶ。寶豐<sup>106</sup>に間居し、父子閉戸して讀書す。朝夕給せざるも、晏如たる也。先生は金昌府判官、禮部員外を歴<sup>107</sup>。正大<sup>108</sup>中に、公事を以て杞縣<sup>109</sup>に至り、自ら死期を知り、書を作りて家人及び同官に與へ、又た杞縣令、佐<sup>110</sup>に詩を與へ、多きこと三十餘首に至る。書き畢りて坐化<sup>111</sup>す。

## 董國華

董文甫、字は國華、潞州の人で、承安年間（一一九六―一二〇〇）の進士である。性質は篤実素朴で、世間の事情に疎かった。人は彼のことを重んじて、彼の学問的成就がなんであるかを知らなかった。子の安仁も、道学を学んだ。宝豊に人を避けて独り住まいし、父子で外事を避けて学問に励んだ。朝夕満足な食事が得られなくとも、穏やかな暮らしであった。董文甫先生は金昌府判官、禮部員外郎を歴任した。正大年間

104 董文甫、号は無事道人、潞州（今の山西省長治市）の人。心学を学び、佛道二家を取り入れ、静寂な心性を追求した。

105 承安・金・章宗完顔璟の年号（一一九六―一二〇〇）。

106 寶豐・県名。今の河南中部。

107 『中州集』卷九・董文甫小伝「歴金昌府判官、禮部員外郎、昌武軍節度副使」。

108 正大・金・哀宗完顔守緒の年号（一二二四―一二三二）。

109 杞縣・県名。河南省中部の東端。

110 佐・副職、或いは副職に任ぜられた者。

111 坐化・端坐して安らかに死すことを言う。

（一二三四―三二）に、政府の仕事で杞県に出かけ、そこで死期を悟って、手紙を書いて家人及び同僚に送り、さらに杞県の長官、補佐官には三十余首もの詩を送った。それらを書き終わって亡くなった。

## 1. 31 衛文仲

衛文仲<sup>112</sup>、襄城<sup>113</sup>の人、承安<sup>114</sup>中の進士、性は淡泊を好み、讀書して道を學ぶ、故に仕宦進まず。平居好んで東坡「赤壁詞」<sup>115</sup>を歌ふ。終りに臨みて、沐浴して衣を易へ、家人を召して告ぐるに後事を以てす。即ち命じて閉戸し。牀上に危坐し、「赤壁詞」を誦し、又た最後の二句を歌ふ。歌ひ罷めて、怡然として逝く。

## 衛文仲

衛文仲は、襄城の人で、承安年間（一一九六―一二〇〇）の進士である。性は淡泊で名利を追わず、学問をして道学を学んだ。そのため官吏としての出世はできなかった。平素好んで蘇軾の「赤壁詞」を歌った。臨終に際して、沐浴して衣服を変え、家人を呼んで死後のことをことづけた。すぐに命じて門を閉ざし外部との接触をたち、ベッドの上にひざまずいて立ち、「赤壁詞」を朗詠し、さらに最後の二句を歌った。歌い終わって、穏やかに亡くなった。

112 衛文仲：『中州集』卷九衛承慶小伝「（衛）承慶、字昌叔、襄城人、承慶父文仲、承安中進士、以孝友淳直稱於鄉里、官至文登令、年七十餘卒」。

113 襄城・金朝の県名、今の河南省襄城県一帯。

114 承安・金・章宗完顔璟の年号（一一九六―一二〇〇）。

115 東坡「赤壁詞」・蘇軾・念奴嬌「大江東去」。

### 1. 32 一行<sup>116</sup>墓の石記

劉太博<sup>117</sup>機は、貞祐の兵亂後、湖州<sup>118</sup>を管する刺史自り濟州<sup>119</sup>に遷る。民居官舎皆な焚せ被る。機は復た州に宅を立つるに、一黄土坡を掘りて、偶たま古塚に値る。乃ち唐の一行禪師の墓なり。石記有りて云ふ「劉機當に吾が墓を破るべし」と。

#### 一行禪師の墓の石記

太常博士の劉機は、貞祐年間（一二二二—一二二七）の兵亂後、湖州を管轄する刺史から濟州に移った。濟州では兵亂のため民家や官舎は全て焼かれた。劉機は濟州に再び官舎を立てようとして、黄土の土手を掘って、たまたま古い墓に当たった。それは唐の一行禪師の墓であった。禪師の伝記を刻んだ石記には「劉機がきつと私の墓を破るだろう」とあった。

### 1. 33 明月泉

明月泉は五臺山<sup>120</sup>中に在り、人泉所に至れば、紗帛を以て眼を障り、下に泉水を視るに、或いは月の水中に在るを見る、故に泉は以て號と為

116 一行…唐代の著名な天文学者。本名は張遂（六七三七—七二七）、「一行」は出家後の僧名。

117 太博…太學博士或いは太常博士の省略。

118 湖州…浙江省呉興。

119 濟州…山東省巨野。

120 五臺山…今の山西省五台山。

す。數千百人を歴て乃ち一二之を見る。大參<sup>121</sup>楊叔玉<sup>122</sup>は、五臺の人なり、予の為に「明月泉は、吾が親しく見る所にして、傳聞に非ざる也」と言ふ。

#### 明月泉

明月泉は五臺山の中にあり、人が泉の場所に到達すると、薄い絹で眼を覆い、下の方に泉の水を見ると、月の水中にあるのが見えることもある。そのため泉は「明月泉」と呼ばれるのである。數百人から數千人が挑んだがわずか一人二人だけがこれを見ることができた。參治政事の楊叔玉などは、五臺の人であり、私の為に「明月泉は、私が自ら見聞したもので、伝聞ではない」と語ってくれた。

### 1. 34 石守道の心石に化す

徂徠石守道<sup>123</sup>の墓は奉符<sup>124</sup>に在り、太和<sup>125</sup>中、墓崩れ、諸孫は棺を具して骸骨を葬するに、常人と異なる無し、獨だ其の心のみ兩手を合するが如く、已に石に化せり矣。

121 大參…參政の別稱。

122 楊叔玉…名は慥、山西五臺の人、承安五年（一二〇〇）の進士。官は戸部侍郎、權尚書に至る。開封の都がモンゴル軍に包圍された時、權參治政事であった。

123 石守道…石介（一〇〇〇—一〇五四）、字は守道、北宋初期の学者、文学者、兗州奉符（今の山東省泰安県東南）の人。徂徠に隱居し、徂徠先生と呼ばれた。

124 奉符…今の泰安市泰山区泰安城。

125 太和…金・章宗完顔璟の年号（一二〇一—一二〇八）。

石守道の心臓は石になった

徂徠先生石介の墓は奉符にある。太和年間(一一〇一―一〇八)、墓が崩れ、本家の孫たちは棺桶を新調して石介の骸骨を埋葬しようとしたが、常人と異なる点はなかった。ただ彼の心臓だけが両手を合わせたような形で、すでに石になっていた。

### 1. 35 寶鼎を毀つ

皇統<sup>126</sup> 中、修内司<sup>127</sup> 琉璃瓦<sup>128</sup> を焼く。一大鼎を毀つに、三日鎔けず。鼎敗れんと欲して、聲の雷の如き有りて、三十里外に聞こゆ。人謂へり、成敗には數有り、數と阨とは會ず、神物と雖も自ら保つ能はず、特だに此の鼎のみならず矣、と。希顔<sup>129</sup> 説けり。

126 皇統・金・熙宗完顔亶の年号(一一四一―一四九)。

127 修内司：役所の名。北宋、金、元代に置かれた。宋では將作監に所属し、宮殿、太廟の修繕事務を所管した。

128 琉璃瓦：内層は良質の粘土を使用し、表面に琉璃(ガラス質の釉薬)を焼き付けた瓦。緑色或いは黄金色を呈し、艶やかで光を反射する、宮殿建築などに多用される。宋・李誠『營造法式』卷十五・瑠璃瓦に「凡造瑠璃瓦等之制：藥以黃丹、洛河石、銅末、用水調勻」とある。潘毅西『營造法式解讀』(二〇〇八年、東南大学出版社)瓦作・琉璃瓦によれば、「瓦の基盤の上に塗る釉薬は、黄丹、洛河石と銅末の三者を粉末にして水と混ぜたものである。黄丹は助熔剤である。洛河石の主要成分は石英で、焼成後ガラス質の膜を形成する。銅末は緑の琉璃瓦の着色剤である」。

129 希顔・雷淵(一一八四―一二三二)、字は希顔、また、季默、応州渾源(今の山西渾源県)の人。進士に合格し、応奉翰林文字、監察御史になった。

宝鼎を壊す

皇統年間(一一四一―一四九)、修内司が琉璃瓦を焼いた。一つの大鼎を壊したところ、三日溶解しなかった。鼎が敗北して溶ださんとした時、雷のような声が、三十里の外でも聞こえた。ある人は、「成功と失敗には運命がある。運命と災厄は関連しており、不思議な存在であっても自己を保つことはできない。これはこの鼎だけのことではない」と言った。雷淵が語ってくれた。

### 1. 36 田鼠

正大壬戌<sup>130</sup>、内郷<sup>131</sup> 北山の農民 田鼠<sup>132</sup> の稼を食ふを告ぐ。鼠は大きき兔の如く、十百にして群を為し、過ぐる所の禾稼を空に為す。獵戸射て數頭を得るに、重き十餘斤なる者有りて、毛色は水獺<sup>133</sup> に似る。未だ嘗て此くの如き大鼠を聞かざる也。

田鼠

正大三年(一二二六)、内郷県北山の農民が、田鼠が収穫物を食べてしまうと告発してきた。鼠は大きさが兔くらいで、十匹から百匹で群をなす。『統夷堅志評注』によれば、「正大年間は「丙戌」「壬辰」はあるが「壬戌」はない。「丙戌」は一二二六年で、元好問が内郷県令に任ぜられた時である。「壬辰」は一二三三年で、元好問はすでに汴京に引越していた。故に「壬戌」は「丙戌」の誤りとすべきである」。

131 内郷：県名、今の河南省西南部。

132 田鼠：鼠の一種。ユーラシアハタネズミ。主として草本植物の莖、葉、種子等を食べ、農作物に害をなす。

133 水獺：カワウソ。哺乳動物、イタチ科。



為し、通り過ぎた場所の穀類の作物を食べつくしてしまう。獵師が弓で射て数頭を獲たが、重さ十余斤にもなるものがあって、毛色はカワウソに似ていた。これまでこのような大鼠のことを聞いたことはない。

### 1. 37 天魔の祟り

泰和<sup>134</sup>末、雷景滂<sup>135</sup> 壽州<sup>136</sup> 防禦判官<sup>136</sup> に任ぜらる、弟希顔<sup>137</sup> も亦た官に到る。官妓<sup>138</sup> 香香有りて、魔<sup>139</sup> の祟る所と為り、神志恍惚たり。或いは睡ること數日にして起きず。希顔其の同列なる者に謂ひて言ふ、「一婦人有りて天魔<sup>140</sup> の著く所と為り、浮圖<sup>141</sup> の顛に挈上するに、凡そ婦意の欲する所、立ちどころに致さざるは無し。一日、布幔車の塔下を過ぐるを見る。婦 魔に謂ひて言ふ、「車中に貴人の妻あり。汝其の釵を取り來れ」と。魔去り、良久<sup>や</sup>しくして乃ち至るも、得る所無し。婦故を問ふに、曰く、「彼は福人にして、神の之を護る有り。望むれども前<sup>ま</sup>むを得ず」と。婦又た問ふ、「彼は貴人の妻を以て、故に神の護れる有るや」と。曰く、「貴人に縁らずして、但だ其の牛肉を食はざるの故耳」と。婦即ち發願して「我若し此の祟りを脱せば、但に我れ終身牛肉を食はざ

134 泰和・金・章示完顔璟の年号（一一〇一—一〇八）。

135 壽州・今の安徽省鳳台。

136 防禦判官・金朝では防禦州に置かれた官、正八品で、戸籍の点検、調査を所管した。

137 注一二九参照。

138 官妓・官吏に奉仕する妓女。唐宋代では役所の宴会には官妓が侍った。

139 魔・天魔、仏道を邪魔する魔物。

140 天魔・仏教語で、天子魔の略称。欲界第六天主。常に修行者の邪魔をした。

141 浮圖・仏塔。

るのみならず、誓ひて此の生を盡して人に食はざるを勸めん」と。言未だ竟はらざるに、魔大いに罵りて去り、遂に復た至らず。婦大呼して救ひを求むるに、其の家繩を以て之を挽きて下し、竟に全活するを得たり。阿香能く牛肉を食はずして、神佛の前に發願すれば、祟は宜しく近づく能はざるべし。同列其の言を以て香に告ぐ。香即ち發願し、後十餘日にして、靚妝袷服して酒を持して來りて謝し、云ふ、「學士の教ふる所を得て、今 平人と為れり矣」と。

### 天魔の祟り

泰和年間（一一〇一—一〇八）の末年、雷景滂は壽州防禦判官に任ぜられた。弟の希顔もまた壽州の官に着任した。官妓の香香というものがいて、天魔に祟られ、精神がぼんやりしていた。場合によっては数日眠つたまま起きなかつた。希顔は彼の同僚にこう言つた、「ある婦人が天魔に取り憑かれ、仏塔の頂上に引つ張り上げられたが、夫人の意図はすべて天魔がたちどころに適えてくれた。ある日、幌付きの車が仏塔の下を通り過ぎるのを見た。婦人は天魔に、「車中に身分の高い人の妻がいる。お前は彼女の釵をとつてこい」と言つた。天魔は立ち去り、ややしばらくして戻つてきたが、何も得られなかつた。夫人がその理由を聞くと、「彼女は福を持つ人で、神が守つております。彼女の姿は見えますが前に進めません」と言つた。夫人はさらに質問した、「彼女は身分の高い人の妻ということ、神に護られているのか」と。天魔は言つた「身分の高い人であることが理由ではなく、ただ彼女は牛肉を食べないという理由のためだけです」と。夫人は直ちに發願して「私もしこの祟りから逃れられたら、一生牛肉を食べないばかりか、誓つて一生を尽くして人に

牛肉を食べないように勧めよう」と言った。その言葉がまだ終わらないうちに、天魔は夫人をひどく罵って去って行き、二度と戻ってこなかった。夫人は仏塔の上から大声で助けを求めたところ、家のものが縄で彼女を引き下ろしてくれ、とうとう命が救われた。香香も牛肉を食べないで、神佛の前で発願することができれば、崇りは近づけないだろう」と。同僚はその言葉を香香に告げた。香香は直ちに発願し、十余日後、化粧をして盛装し、酒を持ってやって来てお礼を述べ、「学士の教えを得て、いま普通の人になりました」と言った。

### 1. 38 神哥

孫國鎮<sup>142</sup> 内翰<sup>143</sup>の族婦に、山魃<sup>144</sup>の汚す所と為る者有り。魃自ら言ふ、「汝若し資用闕く所あらば、我能く立ちどころに致さん」と。嘗て絹を積むこと庭に満つるに、皆な真定<sup>145</sup>庫の印有り。婦家官物己に累あるを以て、屏去せんことを乞ふに、俄頃にして、絹の所在を失ふ。又た一白馬、金鞍寶勒、從來を知らずして、之を檻下に繋ぐ。家人益ます懼れ、祈請すること良久しくして、馬忽ち見へず。諸子竊かに議して、

142 孫國鎮・孫九鼎、字は國鎮、忻州定襄の人。天會六年（一一二八）の經義第一人。元好問『中州集』に「中州の文派、先生指授の功を多となす」という。

143 内翰…唐宋代では、翰林を内翰と言った。

144 山魃…伝説上の山の怪物。また、「山蕭」、「山臊」、「山縑」とも呼ばれる。いかなるものかについての記述は様々である。唐戴孚『廣異記』斑子「山魃者、嶺南所在有之、獨足反踵、手足三歧。其牝者好施脂粉。於大樹中做窠。」

145 真定…金朝の府名、今の河北正定。

魃を呼びて「五郎」<sup>146</sup>と為し、云ふ、「設若人家嗣無くんば、能く為に一子を致すや否や」と。明旦、一孩子面目畫の如き、錦繡繡襪にして、之を床上に臥せしむ。老幼拜禱して受くるを願はず。竟に之を留め、因りて之に字して曰く、「神哥」と。年六歳にして病卒す。

### 神哥

翰林院に所属する孫九鼎の一族の婦人に、山魃という化け物に犯されたものがいた。山魃は自らこう言った、「お前が日常生活で不足するものがあれば、私が持つてきてやろう」と。かつて、絹の反物が庭いっばいに置かれ、全てに真定庫の印があった。婦人の家ではこれらはお上のもので、罪に問われるので、撤去してくれと願ったところ、絹はすぐにその場から亡くなってしまった。さらに一頭の白馬で、黄金の鞍、宝石の頭絡をつけ、どこのものかわからないものが、馬小屋に繋がれていた。家人はますます恐れ、撤去を祈願したところ、しばらくして、馬は見えなくなつた。一族の若者が密かに相談して、山魃を「五郎」と呼んでこう言った、「もし、家に後継がない場合、男の子を授けてくれるのか」と。翌朝、見目麗しい一人の男の子が、錦や刺繍入りのむつきに包まれ、ベッドの上に寝ていた。老いも若きも拝跪して、受け取れないと願ったが、結局、手元において、「神哥（神様のおぼっちゃま）」と名付けた。六歳で病死した。

146 五通神…唐宋代の江南の民間で信仰された邪神。伝説では兄弟五人。その別称は極めて多く、「五通」「五聖」「五顯靈公」「五郎神」「五猖」等がある。宋郭象『睽車志』卷五「郡人素傳有五通神、依后土祠為崇。」

1. 39 王確 兄の鍵する所と為る

外祖<sup>147</sup> 柔服<sup>148</sup> の簿王君<sup>149</sup>、大定<sup>150</sup> 中 官に卒す。其の最も小き弟確は酗酒<sup>151</sup> にして幼孤を欺<sup>おぼ</sup>るも、祖母の張は容忍すること既に久しく、控訴する所無く、遂に病みて起つ能はず。一夕、諸女と並びて寝ぬるに、夜半燈暗く、騷宰の聲を聞く。之を少くして、雙陸に觸れ棋子亂れ、嘖嘖として聲有り、屢しば嘆す。祖母哭して聲を失ひ、因りて言ふ、「五叔は酒を恃み、凌せ見るも、官法制する能はず、若し之を禁止せずんば、母子將に魚肉<sup>152</sup> と為らんとす矣」と。數日ならずして、確は醉を承けて夜 定襄<sup>153</sup> に出で、歸りて趙村に至り、外祖に中路に値ふに、地に畫して大いに數め、隨ひて馬策を以て亂捶するに、確は頭を抱きて竄伏し、僅に能く家に至る。火を取りて之を視るに、衫服破破し、腫青背に滿つ。明けて外祖の像の前に就きて百拜して謝す。後に酒あるも亦た飲まず。

王確が兄に鞭打たれた

私の外祖父である柔服の主簿王君は、大定年間（一一六一―八九）に在任中なくなつた。かれの末の弟の王確は酒癖が悪く、兄の幼ない孤兒

147 外祖…母の父。

148 柔服…今の山西右玉県。

149 王君…元好問生母王氏の父、かつて鄜州洛交主簿に任ぜられた。

150 大定…金・世宗完顔雍の年号（一一六一―八九）。

151 酗酒…大酒飲み。

152 魚肉…被害を受けたり、いじめにあつたものの例え。

153 定襄…今の山西省定襄県。

を虐めていたが、外祖母の張氏は長い間容忍し、訴えるすべもなく、とうとう病氣になつて起き上がれなくなつた。ある夕べ、娘たちと並んで寝ていたが、夜中になつて灯火が暗くなり、騷がしい音が聞こえた。しばらくして、（外祖父の幽霊が現れ）双六盤にぶつかつて、コマが散乱し、

嘆息する声が聞こえ、しばらく続いた。祖母は声が出なくなるほど泣き、そのついでにこう言つた、「五叔（五番目の弟）は酔いに任せ、わたくしどもは辱められても、お上の法律では防げません。もしかれを止めなければ、我々母子は魚肉のようになってしまいます」と。數日もしないうちに、王確は酔いに乘じて夜間に定襄に出かけ、歸り道に趙村に至つたところ、途中で外祖父に出会つた。外祖父は地面に何かを書きつけて王確を責め立て、ついで馬の鞭で激しく打ち据えたところ、王確は頭を抱えて逃げ隠れし、やつと家にたどり着いた。火を掲げて、王確の様子を見た所、衣服は破れ、背中が青痣だらけであつた。翌朝、外祖父の像の前で百拜して謝つた。それ以後、酒があつても飲まなかつた。

1. 40 王全美の母氏<sup>154</sup>の詩語

定襄<sup>155</sup>の王全美の母<sup>156</sup>、幼き従り佛に事へ、既に香火を奉ること益ます勤む。先より書を知らざるに、忽ち一日、敏之<sup>157</sup> 兄に謂ひて言ふ、「外生、我漫りに一句を得たり、汝 偈を得たと看作せるや否や」と。舉似すること凡そ十數句、惟だ「天機割斷す繁華の夢」のみ、殆んど慧

154 母氏…母親。

155 定襄…今の山西省定襄県。

156 王全美之母…元好問の舅王彦師の妻。

157 敏之…元好古、字は敏之、元好問の兄。

中従り之を得たるに似る。母未だ幾ならず下世す。

### 王全美の母親の詩

定襄の王全美の母は、幼い頃より仏教を信仰し、これまでお香や灯明を奉納して信仰に努めていた。もともと文字を知らなかったが、ある日、元好問の兄の王敏之にこう言った、「甥っ子よ、適当に詩句を作ったんだが、お前はこれが偈（仏教詩歌）になっているかどうか見てくれ」と。全部で十数句を示したが、ただ「天機割断す繁華の夢」だけが、仏教の悟りから得られた詩句のようであった。母親はその後まもなくして亡くなった。

### 1. 41 蝨の異

徳順<sup>158</sup> 破れし後、民居官寺皆な焚か被。内城の下、礮<sup>159</sup> 數十有りて、垂索は故より營中に在り。人に此の索を解かんと欲する者有りて、見るに、一索毎に上従り下に至り、大風の遍ねく裏むこと、脂蠟の燭に灌ぐが如く然り。聞くに、汴京攻め被るの後も、亦た是くの如しと。喪亂の極、天地の間も亦た何の有らざる所ならん也。

### シラミの怪異

徳順が陥落したのち、民家も役所も皆燃やされてしまった。内城の下

158 徳順…今の甘肅静寧。

159 礮…「砲」に同じ。兵器の一種。本来は、石の玉を投げる機械装置で、後に発展して金属管の火器となり、火薬で金属の弾頭を発射するようになった。

に、投石機が数十あつて、その綱はもとから宿営中であつた。この綱を解こうとする人がいて、見ると、一本の綱の上から下まで、大きな風が覆い尽くしており、脂蠟を灯明に注いだようであつた。聞けば、汴京が攻略された後も、このようであつたと言う。混乱の極地にあつては、天地の間にあり得ないものはないのだ。

### 1. 42 單州<sup>160</sup>の民の妻

貞祐<sup>161</sup>の初、虞縣<sup>162</sup>の黄九なる者、佛兒堀賊の鑽大怪に従ひて亂を作し、單父<sup>163</sup>に於て老幼數百を虜にす。中の一婦 姿色有りて、黄は劫取せんと欲す。婦陽りて賊に謂ひて曰く、「吾が夫は少選にして至る、願はくは一見せん、君に嫁すは未だ晩からず」と。其の夫に見ゆるに及び、訴ふるに劫取の事を以てし、因りて黄九を指して惡語大罵す。賊は憤りに勝へず、吹りて之を殺す。吹ら被し處は血出せず、但だ白膏の流るのみ。黄冠<sup>164</sup>禹冀之<sup>165</sup>説けり。

### 單州の民の妻

貞祐年間（一一九〇―一九六）の初、虞県の黄九というものが、佛兒堀

160 單州…今の山東單県。

161 貞祐…金・章宗完顔璟の年号（一一九〇―一九六）。

162 虞縣…虞城県、河南省東部で、山東に隣接する。

163 單父…今の山東省單県の南。

164 黄冠…道士の冠。また、道士を指す。

165 禹冀之…長葛今の河南省長葛県の人、元好問の知人で、『続夷堅志』卷二「石中蟻」に「長葛禹冀之」とある。

賊の鑽大怪に従つて反乱を起こし、單父で老若男女数百人を捕虜にした。その中の一人の婦人が美しく、黄九はかどわかそうと思つた。婦人は黄九に嘘をついてこう言つた、「私の夫がすぐやつてくる。お願いですから一目会わせてください。それからあなたに嫁入りしても遅くはありません」と。夫に会うと、拐かしのことを訴えて、黄九を指して罵倒した。黄九は怒りのあまり、彼女を斬り殺した。ところが切られたところからは出血せず、ただ白い膏が流れただけであつた。道士の禹翼之が述べたことである。

### 1. 43 戴十の妻梁氏

戴十、何許いずこの人なるかを知らず、亂後に洛陽の東南の左家莊に居し、傭を以て業と爲す。癸卯秋八月、一通事馬を豆田中に牧す、戴逐に之を出す。通事怒り、馬策を以て亂捶して死す。妻梁氏戸を昇かきて營中に詣り之を訴ふ。通事は乃ち貴家の奴にして、主人の倚る所なり。因りて牛二頭、白金<sup>166</sup>一笏<sup>167</sup>を以て梁に就きて贖罪し、且つ之に説きて曰く、「汝が夫死すも亦た天命なり。兩子皆幼くして、錢を得て以て自ら養ふべし。就令此の人を殺すも、死者に於いて何の益かあらん」と。梁氏曰く、「吾が夫罪無くして死す、豈に利を言ふべけんや。但だ此の奴を得て死を償しめば、我が母子は乞食するも亦た分に甘んず」と。眾奪ふべからずして、梁氏に謂ひて曰く、「汝寧ろ自ら此の人を殺さんと欲する耶」と。梁氏曰く、「何の敢てせざらんこと有らん」と。因りて刀を取りて自ら之を斫らんと欲す。眾此の婦の通事を憤恨し、即死せしめざるを懼

166 白金・銀。

167 笏・金銀、墨等を数えるのに使う數量の單位。

れ、乃ち之を殺す。梁氏血を掬して之を飲み、二子を攜へて去る。洛陽の翟志忠云ふ。

### 戴十の妻梁氏

戴十は、どこの出身が不明であつた。金末の混乱のち、洛陽の東南の左家莊に居住し、雇われ人夫をしていた。一二四三年秋八月、一人の通訳が、馬を豆畑の中で放牧していたところ、戴十が馬を豆畑から追い出した。通訳は怒つて、馬の鞭で激しく打ち、殺してしまつた。妻の梁氏は死体を担いて軍營に行き、そのことを訴えた。通訳は貴人の家の奴隷で、主人に頼つた。それで牛二頭、銀一塊を梁氏に渡して罪を贖い、彼女にこう言つた「お前の夫が死んだのも天命である。二人の息子はともに幼ないが、金を手に入れたので自分で育てられるだろう。たとえこいつを殺しても、死んだ夫に何の利益があるう」と。梁氏は言つた、「私の夫は罪もないのに殺されたのです。どうして利益のことを言いましうか。こいつを捕まえて夫の死を償わさせれば、我が親子は乞食をすることになつても満足です」と。人々は彼女の志を変えることはできず、梁氏にこう言つた、「あなたはむしろこいつを殺そうとするのか」と。梁氏は言つた、「どうしてそうしないことがありますか」と。よつて、刀をとつて自分で彼を斬り殺そうとした。人々は、この婦人が通訳に對して怒り、即死させないことを恐れ、彼を殺した。梁氏は血を手で汲み取つて飲み、二人の子供を携えて去つていつた。洛陽の翟志忠が述べたことである。

## 1. 44 李晝 目を病む

聊城<sup>168</sup>の李晝、二子を生むに、其の一は失明し、其の一は生まれながらにして目無し。李去歳一日復た枯れ、神霄の何道士<sup>169</sup>に問ひて治療を求む。何問ふ、「渠寧ぞ虧心事<sup>170</sup>を作す耶」と。李言ふ、「某生神像を塑するに、急ぎ須く目睛を用ゆべくんば、則ち往往にして神像の摧塌せる處に就きて之を剜取す。殆ど此を以ての故耶」と。丁酉歳<sup>171</sup>の春、何陽平<sup>172</sup>に來たりて、予に謂ひて言ふ、李少費を吝みて此の報を受くと。

## 李晝が目を病んだ

聊城の李晝は、二人の子供を儲けたが、一人は失明し、一人は生まれながらにして目がなかった。李晝は昨年、一方の目が見えなくなつたので、神霄観の何道士に治療法を質問した。何道士は聞いた、「いつたいどうして良心に恥じることをするのか」と。李晝は言った、「わたくしは、道観の神像を作成するのに、急いで目が必要だったので、いつも神像が壊れて倒れているところに行つて神像の目をくり抜いていました。これが理由でしょうか」と。一三三七年の春に、何道士は陽平にやつて来て、私にこう言つた、「李晝はわずかの費用を惜しんで報いを受けたのだ」と。

168 聊城…今の山東省聊城。

169 何道士…聊城神霄観の道士。『統夷堅志』卷一「神霄丹宝」「人生尾」等における何道士と関連する。元好問には「覓神霄道士古銅爵」詩がある。

170 虧心事…良心に背く事。心に問うて恥じる事。

171 丁酉…金朝の滅亡後三年目（一二三三）。

172 陽平…県名。治所は今の山東莘県にあった。聊城の西南である。

## 1. 45 人 尾を生ず

清河<sup>173</sup>の王博、裁縫を以て業と爲し、年三十七なり。一日、聊城の何道士<sup>174</sup>を詣で、言ふ、「丁酉の初春、酔ひて一桃園中に臥し、忽ち一人の、金甲を被て戟を執り、其の旁に至り、之を蹴りて起き使むるを夢む。王何をか爲すと問ふに、神曰く、『吾れ汝の爲に尾を送りて來る』と。自後、尻骨の痛癢を覺え、數日にして、一尾の指許り大なるを生ず、羊の退毛せる尾骨の如く然り。勒いて去らんと欲するに、痛みは心髓を貫き、之を炙るも亦た然り。因りて自ら言ふ、母に不孝にして、飢餓に至たら使め、故に此の報ひを受く、と。人の觀看する毎に、則ち痛癢は少止み、否ざれば則ち耐ゆる可からざる也」と。因りて何に問ひて療を求むるも、何の措手する所無く、乃ち去る。今新店<sup>176</sup>に在りて住す。何道士云ふ。

## 人間に尾が生じた

清河の王博は、裁縫を商売しており、年令は三十七であった。ある日、聊城の何道士を訪ね、こう言つた、「一三三七年の初春に、酔つ払つてある桃園中で寝てしまつたところ、忽ち一人の神人が、金の鎧を着て戟を手に、私のそばに来て、蹴つて起こさせようとしたのを夢に見ました。王博は何をするんだと聞いたところ、神人はこう言つた、『わたしはお前のために尾を持ってきたのだ』と。その後、尾骨が痛痒かったが、

173 清河…今の山東臨清一帯。

174 注一六九参照。

175 注一七一参照。

176 新店…鎮名、今の河北任県の東。

数日で、指ぐらいの大きさの尻尾が生えてきた。取り去ろうとしたところ、心臓を貫くような痛みが走り、火を近づけても同じであった。そこで自らこう言った、『私は母親に対して不幸な行為をし、飢えさせたので、この報いを受けたのだ』と。人が尻尾を見るたびに、痛み痒さはやや和らいだが、そうでなければ、耐えられなかった』と。それで何道士に治療法を質問したが、何道士にも手立てはなかったので、帰って行った。現在、新店で住まいしている。何道士が述べたことである。

### 1. 46 石公<sup>177</sup>の陰徳

國初、定州<sup>178</sup>唐縣<sup>179</sup>の王八郎、姿容雄偉にして、膂力絶人、相者の惑はず所と為り、亂を作さんことを謀る、因りて詭計を設け郷人の姓名を籍するに、未だ引誘に及ばざるに、人の告ぐる所と為る。州將<sup>180</sup>の高某捕獲し、籍を案じて逮捕すること凡そ數千人なり。高は一切造逆を以て當てんと欲す。石公時に都司<sup>181</sup>為りて、之を諫止して、曰く、「詭計を以て人名を籍するは、罪 王八に止む、其の他は謀に豫る者無し、

177 石公…石皋、定州の人。郡の役人に任ぜられ、清廉潔白で、善政を行った。『大清一統志』卷十七・定州。

178 定州…北魏天興三年(四〇〇年)安州を改めて定州を置き、治所を盧奴県(北齊では安喜県と改めた。今の河北定興)とした。その後、何度か改められ、金の天会年間に定州に戻った。

180 唐縣…前漢に始めて置かれた。治所は今の河北唐県東北である。  
州將…後漢以後、州の刺史は治安業務を所管することが多く、また、後に軍務も統括したため、將と呼ばれた。後漢から魏晋南北朝時代に地方長官、州の刺史の別称となった。

181 都司…官名。

其の誑誤の列に在ら使むること且つ不可なるに、況んや誣するに従逆を以てするを乎」と。州將悦ばず、他の吏に命じて其の事を鞠せしむ。吏は風旨を承け、其の罪を文致す。然るに將に石公の一言を以て、遂に之を疑はんとす。明日、石公を召し、「王八而下皆自ら伏す。公の言ふ所、何ぞ死を惜しまざることを甚しき也」。石公曰く、「人の冤を雪ぐに、一死を何ぞ惜しまんや」と。州將良久しくして曰く、「是れ有る哉。吾更に之を思ふ」と。明日、即ち石公の議に従ひ、首惡三人を戮し、餘は悉く縱遣す、並びに舊案を取りて之を焚く。石公の子碯<sup>182</sup>は進士を業とし、天眷<sup>183</sup>初 第一人として擢第す、大定<sup>184</sup>中 左丞相<sup>185</sup>を以て致政す。故石公の陰徳は、郷人大小と無く能く備に之を道ふ。

### 石公の陰徳

金朝が成立したばかりの頃、定州唐縣の王八郎は、立派な体格で、体力は人並外れていたが、古い師に惑わされ反乱を計画した。そのため、陰謀を企て、郷里の人々の名簿を作ったが、また勧誘も始めないうちに密告されてしまった。定州知事である高某が彼を捕らえ、名簿に基づき數千人を逮捕した。高某は一律に反逆罪を適用しようとした。石皋はちょうどその時、都司という地位にあつて、これをやめるよう次のように言う。

182 石碯、字は子美、天眷年間に進士にトップ合格し、官は吏部尚書に至り、萃國公に封ぜられ、右丞相の地位に就いた。諡は文憲。『金史』卷八八。

183 天眷…金・熙宗完顔亶の年号(一一三八—四〇)。

184 大定…金・世宗完顔雍の年号(一一六一—八九)。

185 左丞相…金では左、右丞相を置き、尚書省長官とした。従一品。平章政事と同じく宰相であり、政務を統括した。

た。「陰謀を企てて勧誘する人物の名簿を作ったことについては、罪は王八郎に止まる。その他、陰謀に関与した者はおらず、連座させることはできないのに、まして反逆に関わったと誣告するなどはとんでもないことである」。知事は不満で、他の官吏に命じ取り調べさせた。その官吏は知事の意図を受けて、法を歪曲して彼らに罪を着せた。ところが、その官吏は石皋の言葉を聞いて、とうとうこの件を疑うようになった。翌日、知事は石皋を招き、「王八郎以下、みな自白をしている。あなた仰ることは、死をも恐れぬというレベルですね」と言った。石皋は、「人の冤罪を晴らすのに、どうして命を惜しみましょうか」と言った。知事はしばらくしてこう言った。「まさしくそうである。もう一度考えてみよう」。翌日、石皋の意見に従って、首謀者二、三人を死刑にし、他のものは釈放し、合わせて、前の判決を火にくべた。石皋の子の据は科挙の勉強をして、天眷年間初にトップ合格した。石皋は大定年間に左丞相で引退した。こういうわけで、石皋の陰徳は、郷里の人々が老いも若きも詳細に語ってくれるのである。

### 1. 47 馬三の詆欺の報

恩州<sup>186</sup> 劉馬三、鈎距を以て致富す。嘗て詭計を用ゐて鄰舎の袁春の田を取る、春は官に訴ふるも、馬三は契券を出して質と為し、竟に之を奪ふ。春は平なること能はず、曰び郷人の為に言ふ、「渠詆欺すること此くの如し、已に將に異類と為らんとす矣」と。馬三亦た自ら誓ひて云ふ、「我果して汝が田を詐取すれば、當に言ふ所の如かるべき也」と。太和

186 恩州：北宋・慶曆八年（一〇四八）に貝州を改めて設置し、治所は清河県（今の河北）であった。金は治所を歷亭県（今の山東武城縣東北）に移した。

二年、馬三 病を以て死す。袁春の家の犬 數子に乳すに、中の一は小花狗にして、腹毛純白、朱書「我は是れ恩州の劉馬三なり」七字有り。馬三素より怨家多し、竟に錢を出して之を買はんと欲す、尋いで州の刺史の取る所と為る。闔郡皆知る。馬氏の子孫其の辱に勝へず、購ひて家に藏す。

劉馬三の誹謗中傷のむくい

恩州の劉馬三は、策略で富を築いた。かつて、謀を巡らせ、鄰に住む袁春の田を取り上げた。袁春はお上に訴えたが、劉馬三は契約書を出して保証とし、とうとう田んぼを奪ってしまった。袁春は穏やかではいられず、毎日、郷里の人々に向かって次のように述べた。「あいつはこんな風に人のことを誹謗中傷する。あいつはもう人間ではなくなるうとしている」。劉馬三はまた自ら誓って「私がかもしあなたの田んぼをだまし取ったなら、きつと自分の言った通りなるだろう」と言った。太和二年（一一〇二）、劉馬三は病気で死んだ。袁春の家の犬が（子犬を生んで）數匹の子犬に乳をあげていたが、中の一匹は小さいぶちの子犬で、腹の毛は純白で、朱色の「我は是れ恩州の劉馬三なり」という七字が読み取れた。劉馬三はもともと多くの人から恨みを買っており、なんと彼らは金を出してその子犬を買おうとした。その後、恩州の長官の所有となった。郡全体のものがこのことを知ることになった。馬氏の子孫はその恥辱に耐えず、犬を買い取って家に置いた。



## 1. 48 白神官

鄜州洛郊<sup>187</sup>、大定<sup>188</sup>中、妖人白神官なる者有り、能く左道を以て怪變を作す、平地に龍を起し、袖を巻きて金の手を出し、或いは端坐して佛像を見るに、光怪目を奪ふが如し。數百里の間、歸向せざるは無く、其の意に忤<sup>な</sup>ふ者有る莫し。外祖王君は時に此の縣の主簿<sup>189</sup>を為り、之を捕得し、怪變を能くする所以の者を問ふに、皆な託するに天神の為す所を以てす。掘りて狐涎<sup>190</sup>一罌を得るに及び、神官乃ち罪に伏す、決杖二百にして死す。縣境之れが為に肅然たり。其の後、吾が舅彦師<sup>191</sup>再び洛郊に到る。外祖を去ることと已に四十年なり。舊事を父老に訪ふに、尚ほ能く言ふ、「君是れ白神官を杖殺せし王主簿の子孫なる乎」と。

### 白神官

鄜州の洛郊県に、大定年間（一一六一―一八九）、妖術使いの白神官なるものがおり、方術を用いて怪異を起すことができた。平地に龍を出現させたり、袖を巻き上げて黄金の腕を出したり、あるいは正座をして

187 鄜州：西魏に北華州を改めて置彼、治所は杏城（今の陝西黃陵県西南）であった。隋に治所を洛交県（今の陝西富県）に移した。

188 大定：金・世宗完顔雍の年号（一一六一―一八九）。

189 主簿：金代の県府の補佐官。

190 野狐涎：宋曾敏行『独醒雜志』卷七に寄れば、野狐涎は人を惑わす薬劑で、次のようにして作るといふ。「肉片を小さな甕の中に入れ、野外に埋めておくと、狐が見つつけて食べようとするが、口を甕に入れることができず、よだれが甕の中に垂れ、肉片に染み込む。その肉片を取り出して乾燥させ、干し肉の粉末に加工する。これを飲食物に加える」。

191 彦師：王彦師、王君の子で、元好問の舅。

仏像を見ると、怪しい光が目を奪うというようなものであった。近隣數

百里の人々はみな彼に帰依し、彼の意に逆らうものはいなかった。私（元好問）の外祖父の王君はちょうどその時この県の主簿（事務官）で、白神官を捕えて、怪異を起すことができる理由を聞いたところ、全て天神の神様の起こしたことという。（ところが）地面を掘って一甕の狐涎を見つけたことで、白神官はやつと罪に伏し、杖二百の判決によつて死亡した。洛郊県はこのことで恐れおののいた。その後、私の舅である王彦師が再び洛郊に任官した。外祖父が赴任してからすでに四十年が経っていた。昔のことを老人たちに聞いて回ったところ、今でもなお「あなた白神官を杖殺した王主簿の子孫ですか」と言う。

### 1. 49 賈道士の前身

宣德<sup>192</sup>の朝元觀の賈道士は、魚兒泊<sup>193</sup>の賈大夫の子にして、其の前身は本と潞州<sup>194</sup>の人義鎮の王秀才なるを知る。貞祐<sup>195</sup>の兵に、北騎の俘とする所と為り、騎に乗りて他出し逃れ去る。騎追ひ及び、槍は其の額に中<sup>あた</sup>りて死す。死するの後、性味ならず。顧盼中、二人有りて來りて

192 宣德：金は宣德州を置き、治所は宣德県（今の河北宣化）であった。

193 旧説では、内モンゴル自治区赤峰市ケシクテン（克什克騰）旗にあるダリ湖（達里諾爾）とされていたが、内モンゴル自治区シリント湖（錫林郭勒盟アバガ（阿巴嘎）旗のコルチャガン湖（呼日查干諾爾）であるとの新設が提出されている。白石典之「魚兒深」再考」（日本モンゴル学云紀要、四二、二〇一二年三月）。

194 潞州：北周が設置した州。治所は上党郡（今の山西長治市北）にあった。何度か移動し、金になつてまた潞州となった。

195 貞祐：金・宣宗完顔珣の年号（一一二二―一一二七）。

之を扶し、諸獄を歴觀使むるに、恐怖に忍びず、復た之を扶して出づ。一石橋を過ぎ、蓮花盆子中に惡血の汁を貯むるを見、之を飲ま令むるも、腥きを覺え、口近づくべからずして、肯て飲まず。二人は之を強いざるも、但だ水中に推墮し、既にして目を開き、生を此の家に受くるを知る。三日にして洗兒<sup>196</sup>し、満月に及び、郷鄰來賀し、皆な見ゆるに、但だ語出でず。六七歳にして前事を説き、即ち出家を求む。父母已むを得ず之を許し、朝元觀に送りて道童<sup>197</sup>と作る。一日、俘主來りて、觀中の前事を説くに、俘主も亦た了了として能く記し、都て差あらず。其の額角を視るに、瘡癥猶ほ存す。

### 賈道士の前身

宣徳の朝元觀の賈道士は、魚兒泊の賈大夫の子で、その前身はもと潞州の人である義鎮の王秀才であったことが分かった。貞祐（二二二—二二七）の戦乱に、モンゴル兵の捕虜となったが、馬に乗って脱出し逃れた。モンゴル軍の騎馬兵が追いついて、彼らの放った槍が額に当たって死んだ。死後、意識がはつきりしており、見回すと、二人の人がやってきて彼を抱えて、幾つもの地獄を見させた。彼が恐怖に慄いたので、再び抱えて地獄を出させた。石橋を過ぎ、蓮花盆の中に悪い血の汁を溜めたものが見え、彼にそれを飲ませようとしたが、生臭く感じて口を近づけることができず、進んでは飲めなかった。二人は無理強いはしなかったが、ただ水に突き落としただけであった。目を開いて賈家に子供として

196 洗兒・嬰兒が出生後三日或いは一ヶ月経った時に親戚知人が集まってお祝

いをし、子供の体を洗う行事。

197 道童・修道者のために雑役をする童子。

て生まれたことを知った。生まれて三日目で体を初めて洗う洗兒の儀礼を行い、一ヶ月経つと近隣から人々がお祝いにやってきて、彼に面会したが、言葉が出ないだけであった。しかし、六七歳にして生前の事績を述べて、直ちに出家しようとした。父母は止むを得ず許し、朝元觀に送って道童（道教修行者の侍者）となった。ある日、彼を捕虜にしたモンゴル兵がやってきて、朝元觀のものが賈道士の前世のことを彼に話したところ、彼も同様にはつきりと賈道士の前世のことを覚えており、全てが符合した。賈道士の額を見ると、今も槍の傷跡の癍痕が残っている。

### 1. 50 旬會の異

定襄<sup>198</sup>の魏仲儀、經童<sup>199</sup>出身を以て、遼陽<sup>200</sup>警巡院<sup>201</sup>の判を得、將に復た詞賦舉に應ぜんとし、同輩と夏課を結び、十日に一宴集す。中の一舉子物故す。他日の旬會に、諸人 存歿を感歎し、仍ほ故人に於いて設位す。少選にして食至る、諸人 匕筋を擧ぐるに、設位する者も亦た然り。合坐哭して皆な聲を失ひ、竟に食を罷むるに至る。

### 旬會の異

定襄の魏仲儀は、金代に設けられた特別な科擧である經童科（十三歳定襄・県の名。前漢に置かれた。後漢に治所が今の山西定襄に移された。199 經童・金代には經童科が設けられ、十三歳以下の子供が対象で、合格すると經童と呼んだ。

200 遼陽・北魏の孝昌年間に轄陽県を改めて設置された。今の山西左権県である。

201 警巡院・遼金元代の民政を管理する役所。金は諸京警巡院置使（正六品）、副使と判官を置いた。

以下が対象)の出身ということで、遼陽の警巡院の判官という職を得たが、再度、詞賦を試験科目とする一般の科挙を受験しようとして、同輩と夏季勉強会を組織し、十日に一度宴会のために集まった。その中の一人の受験生が亡くなった。別の日の集まりの折に、仲間たちはお互いの生存に感動し、引き続き故人のために座席を開けておいた。しばらくして食事が整うと、仲間たちはさじや箸を取り上げたが、開けておいた座席でも同様のことが起こった。その場のものはみな声をあげて泣き言葉を失い、とうとう食事はやめることになった。

### 1. 51 濟源の靈感

濟源廟<sup>202</sup>、隋時建つ。廟後の大池は、邑人海子を以て之を目す。獻酒及び冥錢<sup>203</sup>、或いは他に供する所有れば、悉く此を海池に投ず。毎歲春の暮、紙灰を水底よ從り出すに、之を海醮と謂ふ。水も亦た澄澈なる時有れば、池底の物は歴史として之を見る。或る時水底の酒尊、繖扇の水面に浮游し、之を神賜と謂ふ。重きこと銀盃、香合の若きと雖も亦た浮ぶ。觀者は水を環りて立ち、物の至る所、人之を得、長き漉籬を以て挹取り、拜賜して去る。酒尊は皆な簽有りて、年月姓名を記し、之を飲めば往往にして味有りと云ふ。

202 濟源廟・濟瀆廟である。河南濟源県城の西北にあつた。河南における現存

最大規模の建築群の一つ。濟瀆は濟水の源で、江、河、淮と四つの古瀆の

一である。廟は隋の開皇二年(五八一)に創建された。

203 冥錢・亡くなった人のために燃やす紙錢。

### 濟源の靈感

濟源廟は隋代の創建である。廟の後の大きな池を、村人たちは海と見なしていた。神様に酒を献上したり、死者のために紙錢を供えたり、或いはその他の供え物があれば、全てそれらをこの海のような池に放り込んだ。毎年春の暮には、池の底に積もった紙錢の灰を水底から取り除いたが、これを海醮(海の祭り)と言った。水が透明な時には、池底の物がありありと見えた。時に水底の酒樽や大きな扇が水面に浮かび上がったが、これを神賜(神様の賜り物)と言った。銀の盃、香合のような重いものでも浮かんできた。觀客が池を巡って立ち並び、物が浮かんできたら、人々はそれを手に入れた。長い柄のザルですくい取り、ありがたく頂戴して去っていった。酒樽には皆な名札が付いており、年月、姓名が記されていた。その酒を飲むと必ずいい酒であつたという。